

リスクアセスメントの実施に関する自主点検表 の集計とりまとめ結果について

平成 21 年 9 月

兵庫労働局 労働基準部 安全課

目次

1	実施の趣旨	1
2	実施方法	1
(1)	対象事業場	1
(2)	実施方法	1
(3)	実施期間	1
3	回収率等	1
4	結果の概要	2
(1)	回答事業場の概要	2
(2)	総括	4
(3)	労働者数階層別	5
(4)	業種別	5
5	項目別集計結果	8
(1)	全体回答数	8
(2)	労働者数階層別回答数	10
(3)	業種別回答数	14
6	自主点検表	22

1 実施の趣旨

この自主点検は、「兵庫リスクアセスメント推進計画」(平成 20 年 3 月 28 日付け兵労発基第 420 号)に基づくものであり、実施の目的は、

- ① これの実施により、リスクアセスメントの導入・定着に関し事業場における自主的な取組みを促進すること、
- ② 回収された自主点検表を兵庫労働局においてとりまとめ、その結果をリスクアセスメント普及・定着のための基礎資料とすること

である。

2 実施方法

(1) 対象事業場

リスクアセスメントの実施に関する自主点検は、平成 20 年度から 24 年度までの各年度において実施することとしており、平成 21 年度はその一環として製造業の事業場を対象に実施した。製造業以外のリスクアセスメント対象業種についても、平成 22 年度以降に計画的に実施することとしている。

対象事業場を具体的に選定するに当たって、平成 21 年 2 月現在で把握したところ、製造業で労働者数 50 人以上の事業場数は兵庫県内に約 1,600 事業場あり、このうち、やや項目内容が異なるもののほぼ同趣旨で実施した自主点検を平成 20 年度に実施済みの製造業事業場が約 180 あったので、これを除外した製造業の事業場を平成 21 年度の自主点検の対象事業場とした。対象事業場数は 1,431 であった。

(2) 実施方法

自主点検の実施方法については、p.23 の「リスクアセスメントの実施に関する自主点検表」と p.25 の「自主点検項目の解説」、依頼文、リスクアセスメントのパンフレット等を同封して対象事業場あて郵送し、その自主点検表を郵送により回収した。

(3) 実施期間

実施期間は、平成 21 年 5 月から 8 月までであった。上記の対象事業場に対し、5 月下旬から 6 月上旬にかけ 4 回に分けて郵送し、6 月 30 日までの締切を設定した。7 月中旬までに自主点検表が未着の事業場に対しては、実施と送付を文書により改めて依頼した。

3 回収率等

平成 21 年 8 月 20 日までの自主点検表の回収状況は表 1 のとおりである。

自主点検表の送付数 1,431 に対し、多くの事業場の協力が得られ、8 月 20 日までに 1,145 通が回収できた。

あて先不明で返送されてきたもの等を当初の送付数から除外して計算すると、回収率は81パーセントとなる。

区分	発送数 A	あて先不明返送・廃止等減 B	回収済 C	未回収 D	回収率 (%) E $= \frac{C}{(A-B)} \times 100$
計	1,431	12	1,145	274	81

表 1: 回収率等

4 結果の概要

(1) 回答事業場の概要

区分	~ 50人	50~ 99人	100~ 299人	300人 ~	不明	計	平均労働者数
食料品製造業	12	71	81	15		179	139
繊維工業	2	4	6			12	138
衣服その他の繊維製品製造業	1	6	5			12	83
木材・木製品製造業		1	1			2	79
家具・装備品製造業		4	1			5	87
パルプ・紙・紙加工品製造業		8	8	3	1	20	144
印刷・製本業	1	8	10	1		20	144
化学工業	8	67	67	19	1	162	155
窯業土石製品製造業	5	15	9	1	1	31	127
鉄鋼業	3	19	22	7		51	213
非鉄金属製造業	1	10	6	2		19	143
金属製品製造業	8	56	37	4	3	108	116
一般機械器具製造業	10	68	44	21	2	145	211
電気機械器具製造業	10	66	79	44	2	201	265
輸送用機械等製造業	4	20	26	12	1	63	224
電気・ガス・水道業	4	17	24	2		47	127
その他	7	27	29	4	1	68	130
計	76	467	455	135	12	1,145	176

表 2: 製造業業種別労働者数階層別回答事業場数

自主点検表を回収できた製造業事業場の業種別及び労働者数階層別の事業場数は p.2 の表 2 及び p.3 の図 1 のとおりである。

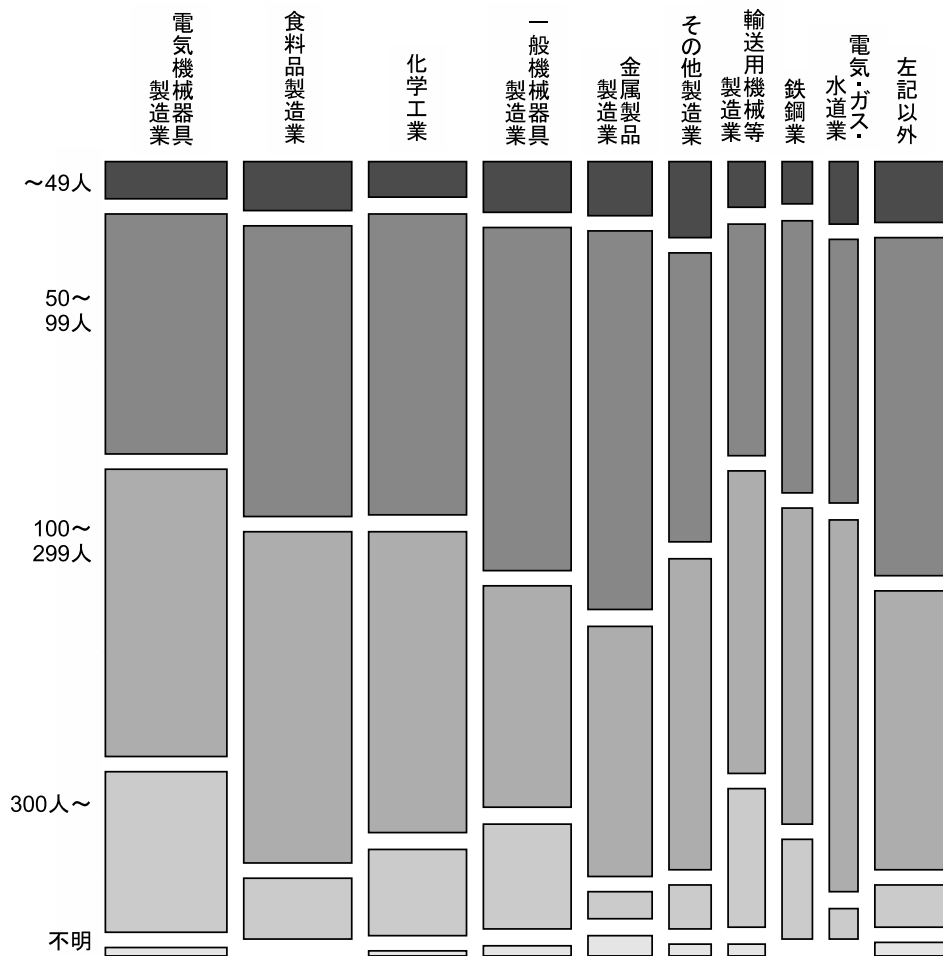


図 1: 製造業業種別労働者数階層別回答事業場数

製造業の業種分類ごとの事業場数は、①電気機械器具製造業、②食料品製造業、③化学工業、④一般機械器具製造業、⑤金属製品製造業で多く、以上の5業種で全体事業場数の7割を占める。以下、⑥その他製造業、⑦輸送用機械等製造業、⑧鉄鋼業、⑨電気・ガス・水道業と続く。

また、1事業場当たりの平均労働者数は176人であった。平均労働者数の多い業種は、①電気機械器具製造業、②輸送用機械等製造業、③鉄鋼業、④一般機械器具製造業、⑤化学工業等である。事業場平均の労働者数を、50人未満、50~99人、100~299人、300人以上の4階層に区分すると、それぞれ、7、41、40、12パーセントとなり、50~99人層と100~299人層の事業場が多く、この両者をあわせると全体の8割を占める。

区分	実施体制			安全衛生委員会		危険性等の調査等			低減措置の実施		
	統括 管理者の 特定	調査 管理者の 特定	教育 の実 施	調査審 議事項 として 規定	委員 会で 調査 審議	リス クの 特定	リス ク の見積 もり	低減措 置の検 討	低減 措置 の実 施	優先順 位高か ら措置	記録
番号	1-①	1-②	1-④	2-①	2-②	3-①	3-②	3-③	3-④	3-⑤	3-⑥
低減 措置 まで 実施	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	いいえ 又は 記入無
	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	いいえ 又は 記入無	- - -
調査 段階	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	上記以外		
	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	いいえ 又は 記入無	- - -	- - -	- - -
	はい	はい	はい	はい	はい	はい	いいえ 又は 記入無	- - -	- - -	- - -	- - -
準備 段階	(はい)	はい	はい)又は (はい)	はい)	はい)	上記以外					
その他	上記以外										

表 3: リスクアセスメントの実施各段階の評価条件

(2) 総括

集計結果は、下記のとおりであるが、「危険性又は有害性等の調査等の実施体制等の整備状況」については、統括管理体制の整備、安全管理者や衛生管理者等による調査の実施管理、担当者への教育の実施では、80パーセント以上の事業場でこれらが実施されていることが分かる。ただし、化学物質管理者による化学物質の有害性等の調査に関しては、概ね6割の事業場での実施という結果であった。製造業といえども化学物質を取り扱わない事業場もあることから、この結果になったものと考えられる。

また、「安全衛生委員会におけるリスクアセスメントの調査等審議状況」に関しては、委員会において実際に調査審議を行っている事業場が概ね80パーセントあった。ただし、リスクアセスメントの調査審議を委員会の運営規定等で規定している事業場は概ね70パーセントであるので、調査審議は実施しているものの規程の整備が遅れている事業場が全体の1割程度あることが分かる。

さらに、「リスクアセスメントの実施状況」に関しては、危険性・有害性の特定、リスク低減の検討や実際の措置では80パーセント以上の事業場で実施されていることが分かる。

ただし、リスクの見積もりや記録に関しては、概ね三分の二の事業場での実施に留まっている。リスクの数量的な見積もりや記録の整備にやや困難を感じている事業場があることが分かる。

リスクアセスメントの実施に関しては、統括管理者の選任やリスク調査等担当者の選任等の実施管理体制の整備、安全衛生委員会等における規程の整備や調査審議、職場における具体的なリスクの特定と見積もり、リスク低減措置の実施と、段階を区分して実施に取り組む必要があるが、回答事業場における現在の取組みの段階を総括的に把握するために、これを、

- ① 各段階の整備を踏まえ、優先度の高いリスクについての低減措置まで実施している段階、
- ② 低減措置の実施については十分ではないものの、リスク調査までは実施している段階、
- ③ これからリスク調査や低減に取り組もうとしている準備段階、
- ④ その他

の4段階に区分して評価することとし、自主点検表の項目からその評価の条件を表3のとおりとした。

この評価条件に基づき、リスクアセスメントの実施段階を労働者数階層別にみたのが、p.6の図2であり、製造業の業種別にみたのが、p.7の図3である。

p.6の図2にみるとおり、各段階の整備を踏まえ低減措置まで実施できている事業場の割合は全体で48パーセントであり、リスクの調査段階まで進んでいる事業場割合が10パーセント、準備段階にある事業場割合が25パーセント、その他が17パーセントであった。調査段階にある事業場では、リスクの見積もりに「いいえ」と回答、あるいは「記入なし」の事業場が多かった。

(3) 労働者数階層別

労働者数階層別にリスクアセスメント実施段階を評価すると、p.6の図2のとおり、リスク低減措置まで実施している事業場の割合は、300人以上の事業場では64パーセント、100～299人層で54パーセントなどとなっており、労働者数が多い階層ほどリスクアセスメント実施段階が高いレベルにある事業場割合が高いことが分かる。

逆に、調査段階にある事業場割合及び準備段階にある事業場割合は、労働者数が少なくなるにつれ、増加する傾向が認められる。

(4) 業種別

p.7の図3により、製造業の業種別にリスクアセスメント実施段階を評価すると、製造業業種間でかなりの開きがあることが認められる。

製造業はその中を17に細分したが、回答事業場数が少なれば業種傾向を判断し難いことから回答事業場が30程度以下の業種については評価から除外することとし、評価は、食料品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、一般機械製造業、電気機械器具製造

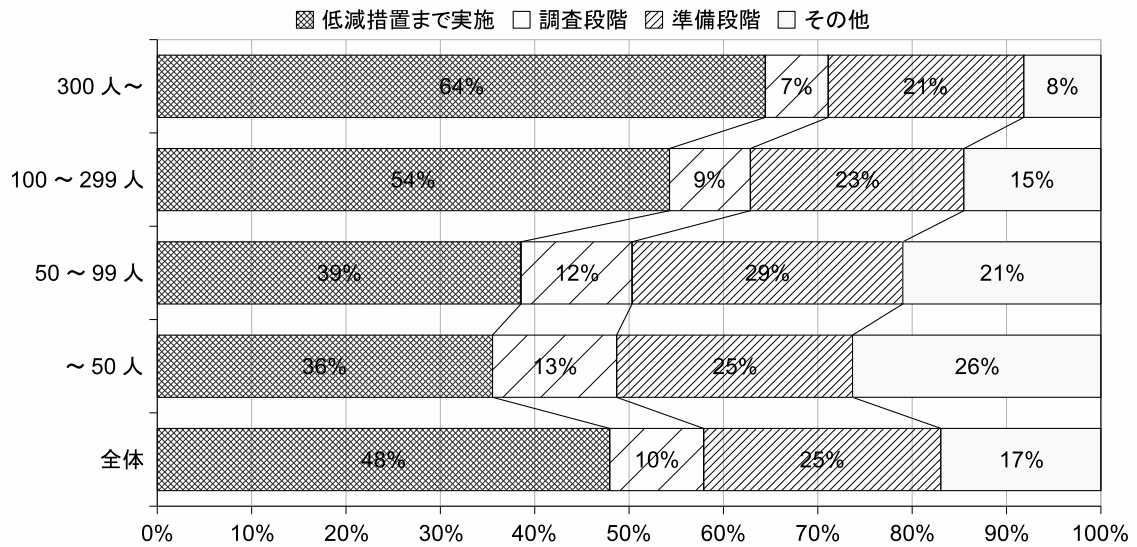


図 2: 労働者数階層別リスクアセスメント実施段階

業、輸送用機械等製造業、電気・ガス・水道業、その他製造業の9業種を対象として検討することとした。この9業種で回答事業場数の約9割を占める。

電気・ガス・水道業(64パーセント)、鉄鋼業(61パーセント)、化学工業(59パーセント)、電気機械器具製造業(50パーセント)については、リスク低減措置まで実施している事業場の割合が平均(48パーセント(図2参照))を超えており、一方、輸送用機械等製造業(29パーセント)や金属製品製造業(39パーセント)などではその割合が低い。

図2にみるとおり、労働者数の多い事業場階層ほどリスク低減措置までの実施する事業場の割合が高い傾向が認められ、また、p.2の表2にみるとおり、業種間で平均労働者数には懸隔が認められることから、業種間に段階割合の差が認められることの理由として、業種ごとの特徴というよりは労働者数の差の影響が認められるのではないかと考察してみたが、業種について、平均労働者数とリスクアセスメントの実施率との間に有意な関係は認められなかった。

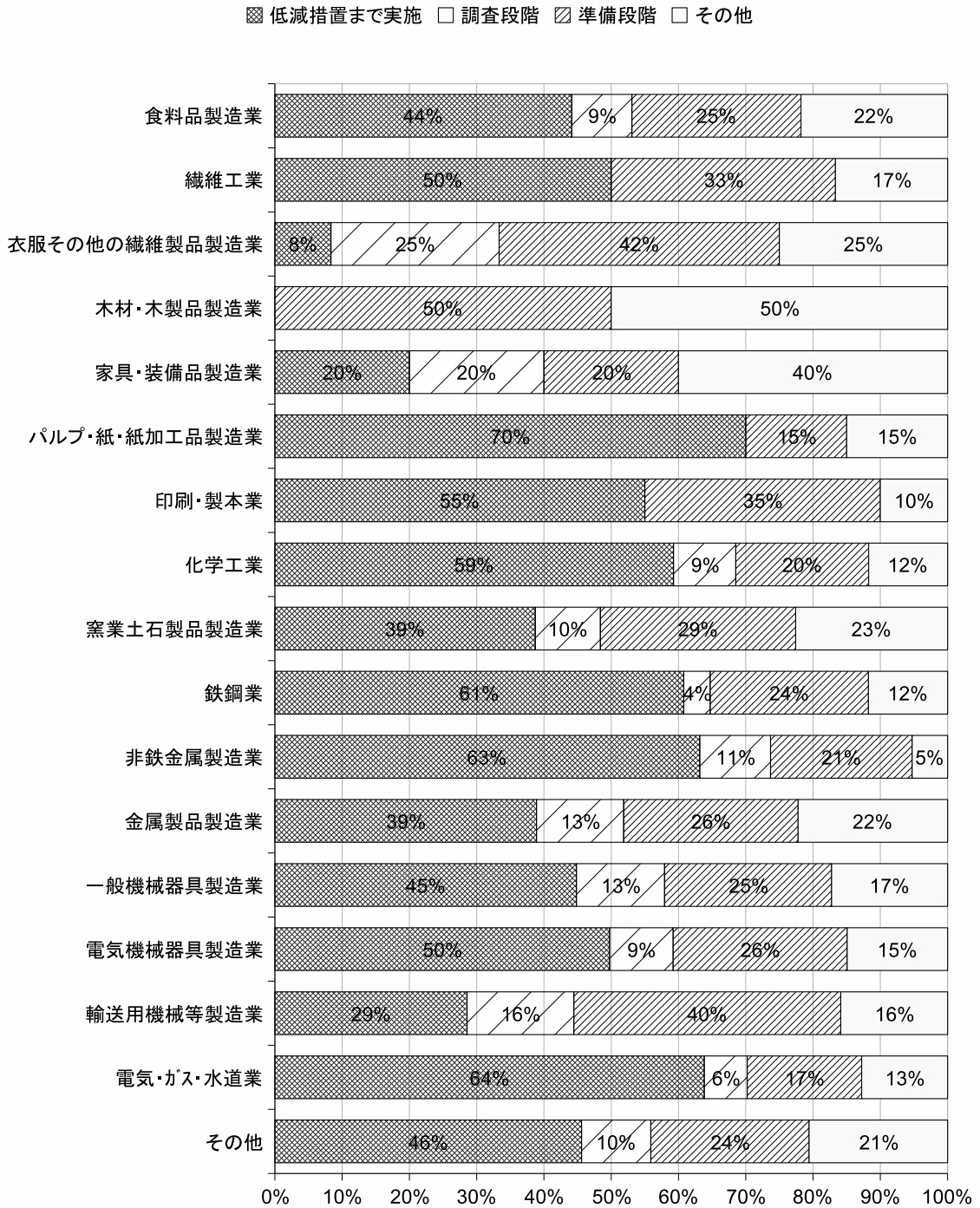


図 3: 業種別リスクアセスメント実施段階

5 項目別集計結果

(1) 全体回答数

ア 危険性又は有害性等の調査等の実施体制等の整備状況

- ① 事業の実施を統括管理する者は危険性又は有害性等の調査等の実施を統括管理していますか。

区分	はい	いいえ	記入なし	合計
回答数	1,039	85	21	1,145
百分比	91	7	2	100

- ② 安全管理者、衛生管理者等に危険性又は有害性等の調査等の実施を管理させていますか。

区分	はい	いいえ	記入なし	合計
回答数	1,015	106	24	1,145
百分比	89	9	2	100

- ③ 化学物質等の管理を担当する者(化学物質管理者)を指名し、化学物質等の危険性又は有害性等の調査等の実施に関する技術的業務を行わせていますか。

区分	はい	いいえ	該当なし	記入なし	合計
回答数	660	359	74	52	1,145
百分比	58	31	6	5	100

- ④ 危険性又は有害性等の調査等の担当者(特に安全管理者、衛生管理者、化学物質管理者等)等に必要な教育を受講させていますか。

区分	はい	いいえ	記入なし	合計
回答数	930	184	31	1,145
百分比	81	16	3	100

イ 安全衛生委員会における危険性又は有害性等の調査等の実施等の調査審議状況

- ① 安全衛生委員会の運営規程等に委員会の調査審議事項として危険性又は有害性等の調査等に関することを規定していますか。

区分	はい	いいえ	記入なし	合計
回答数	792	325	28	1,145
百分比	69	28	2	100

- ② 安全衛生委員会において、危険性又は有害性等の調査等の実施状況、結果に基づく措置の実施状況、今後の予定等について調査審議していますか。

区分	はい	いいえ	記入なし	合計
回答数	904	214	27	1,145
百分比	79	19	2	100

ウ 危険性又は有害性等の調査等の実施状況

- ① 労働者への危険が予測される作業、化学物質等を選定し、作業標準、機械設備等の仕様書、MSDS等の資料・情報を入手し、危険性又は有害性の特定を行っていますか。

区分	はい	いいえ	記入なし	合計
回答数	1,017	105	23	1,145
百分比	89	9	2	100

- ② 特定された危険性又は有害性についてリスクの見積りを行っていますか。

区分	はい	いいえ	記入なし	合計
回答数	752	367	26	1,145
百分比	66	32	2	100

- ③ 特定された危険性又は有害性についてリスク低減措置の検討を行っていますか。

区分	はい	いいえ	記入なし	合計
回答数	949	170	26	1,145
百分比	83	15	2	100

- ④ 優先度の高いリスクについて、リスク低減措置を講じていますか。

区分	はい	いいえ	記入なし	合計
回答数	927	191	27	1,145
百分比	81	17	2	100

⑤ 優先順位の高いリスク低減措置を採用するようにしていますか。

区分	はい	いいえ	記入なし	合計
回答数	907	211	27	1,145
百分比	79	18	2	100

⑥ 危険性又は有害性等の調査等を実施した結果について記録を作成していますか。

区分	はい	いいえ	記入なし	合計
回答数	769	347	29	1,145
百分比	67	30	3	100

(2) 労働者数階層別回答数

ア 危険性又は有害性等の調査等の実施体制等の整備状況

① 事業の実施を統括管理する者は危険性又は有害性等の調査等の実施を統括管理していますか。(数字は百分比)

区分	はい	いいえ	記入なし	計
～50人	88	9	3	100
50～99人	89	9	2	100
100～299人	92	7	2	100
300人～	96	3	1	100
不明	83	8	8	100
全体	91	7	2	100

② 安全管理者、衛生管理者等に危険性又は有害性等の調査等の実施を管理させていますか。(数字は百分比)

区分	はい	いいえ	記入なし	計
～50人	86	12	3	100
50～99人	87	11	2	100
100～299人	89	8	2	100
300人～	94	5	1	100
不明	83	8	8	100
全体	89	9	2	100

③ 化学物質等の管理を担当する者(化学物質管理者)を指名し、化学物質等の危険性又は有害性等の調査等の実施に関する技術的業務を行わせていますか。(数字は百分比)

区分	はい	いいえ	該当なし	記入なし	計
～50人	43	42	9	5	100
50～99人	51	38	5	6	100
100～299人	62	26	8	4	100
300人～	73	21	4	2	100
不明	67	17		17	100
全体	58	31	6	5	100

- ④ 危険性又は有害性等の調査等の担当者(特に安全管理者、衛生管理者、化学物質管理者等)等に必要な教育を受講させていますか。(数字は百分比)

区分	はい	いいえ	記入なし	計
～50人	71	25	4	100
50～99人	79	18	3	100
100～299人	84	14	2	100
300人～	87	12	1	100
不明	83	8	8	100
全体	81	16	3	100

イ 安全衛生委員会における危険性又は有害性等の調査等の実施等の調査審議状況

- ① 安全衛生委員会の運営規程等に委員会の調査審議事項として危険性又は有害性等の調査等に関することを規定していますか。(数字は百分比)

区分	はい	いいえ	記入なし	計
～50人	62	34	4	100
50～99人	62	35	3	100
100～299人	75	24	2	100
300人～	81	18	1	100
不明	50	42	8	100
全体	69	28	2	100

- ② 安全衛生委員会において、危険性又は有害性等の調査等の実施状況、結果に基づく措置の実施状況、今後の予定等について調査審議していますか。(数字は百分比)

区分	はい	いいえ	記入なし	計
～50人	63	33	4	100
50～99人	75	22	3	100
100～299人	84	14	2	100
300人～	87	13	1	100
不明	67	25	8	100
全体	79	19	2	100

ウ 危険性又は有害性等の調査等の実施状況

- ① 労働者への危険が予測される作業、化学物質等を選定し、作業標準、機械設備等の仕様書、MSDS等の資料・情報を入手し、危険性又は有害性の特定を行っていますか。(数字は百分比)

区分	はい	いいえ	記入なし	計
～50人	78	20	3	100
50～99人	86	11	3	100
100～299人	91	7	2	100
300人～	96	4	1	100
不明	92		8	100
全体	89	9	2	100

- ② 特定された危険性又は有害性についてリスクの見積りを行っていますか。(数字は百分比)

区分	はい	いいえ	記入なし	計
～50人	51	45	4	100
50～99人	57	40	3	100
100～299人	71	27	2	100
300人～	84	16	1	100
不明	67	25	8	100
全体	66	32	2	100

- ③ 特定された危険性又は有害性についてリスク低減措置の検討を行っていますか。(数字は百分比)

区分	はい	いいえ	記入なし	計
～50人	72	25	3	100
50～99人	79	18	3	100
100～299人	87	12	2	100
300人～	89	10	1	100
不明	67	25	8	100
全体	83	15	2	100

④ 優先度の高いリスクについて、リスク低減措置を講じていますか。(数字は百分比)

区分	はい	いいえ	記入なし	計
～50人	72	25	3	100
50～99人	78	19	3	100
100～299人	84	14	2	100
300人～	87	11	1	100
不明	67	25	8	100
全体	81	17	2	100

⑤ 優先順位の高いリスク低減措置を採用するようにしていますか。(数字は百分比)

区分	はい	いいえ	記入なし	計
～50人	71	26	3	100
50～99人	76	21	3	100
100～299人	82	16	2	100
300人～	87	11	1	100
不明	58	33	8	100
全体	79	18	2	100

⑥ 危険性又は有害性等の調査等を実施した結果について記録を作成していますか。(数字は百分比)

区分	はい	いいえ	記入なし	計
～50人	51	46	3	100
50～99人	58	38	3	100
100～299人	74	25	2	100
300人～	87	11	2	100
不明	42	50	8	100
全体	67	30	3	100

(3) 業種別回答数

ア 危険性又は有害性等の調査等の実施体制等の整備状況

- ① 事業の実施を統括管理する者は危険性又は有害性等の調査等の実施を統括管理していますか。(数字は百分比)

区分	はい	いいえ	記入なし	合計
食料品製造業	85	12	3	100
繊維工業	92	8		100
衣服その他の繊維製品製造業	92	8		100
木材・木製品製造業	100			100
家具・装備品製造業	80	20		100
パルプ・紙・紙加工品製造業	95		5	100
印刷・製本業	100			100
化学工業	92	6	2	100
窯業土石製品製造業	94	6		100
鉄鋼業	96	2	2	100
非鉄金属製造業	95	5		100
金属製品製造業	93	6	2	100
一般機械器具製造業	89	10	1	100
電気機械器具製造業	92	6	1	100
輸送用機械等製造業	90	6	3	100
電気・ガス・水道業	94	4	2	100
その他	88	10	1	100
全体	91	7	2	100

- ② 安全管理者、衛生管理者等に危険性又は有害性等の調査等の実施を管理させていますか。(数字は百分比)

区分	はい	いいえ	記入なし	合計
食料品製造業	86	11	3	100
繊維工業	100			100
衣服その他の繊維製品製造業	92	8		100
木材・木製品製造業	100			100
家具・装備品製造業	80	20		100
パルプ・紙・紙加工品製造業	95		5	100
印刷・製本業	95	5		100
化学工業	88	9	3	100
窯業土石製品製造業	90	10		100
鉄鋼業	96	2	2	100
非鉄金属製造業	100			100
金属製品製造業	84	14	2	100
一般機械器具製造業	90	9	1	100
電気機械器具製造業	87	11	1	100
輸送用機械等製造業	89	8	3	100
電気・ガス・水道業	94	4	2	100
その他	87	10	3	100
全体	89	9	2	100

- ③ 化学物質等の管理を担当する者(化学物質管理者)を指名し、化学物質等の危険性又は有害性等の調査等の実施に関する技術的業務を行わせていますか。(数字は百分比)

区分	はい	いいえ	該当なし	記入なし	合計
食料品製造業	45	41	7	7	100
繊維工業	75	17	8		100
衣服その他の繊維製品製造業	50	8	25	17	100
木材・木製品製造業		100			100
家具・装備品製造業	40	40	20		100
パルプ・紙・紙加工品製造業	50	25	15	10	100
印刷・製本業	55	40	5		100
化学工業	65	31	2	2	100
窯業土石製品製造業	42	45	6	6	100
鉄鋼業	73	20	6	2	100
非鉄金属製造業	68	21	5	5	100
金属製品製造業	64	27	5	5	100
一般機械器具製造業	68	25	4	3	100

区分	はい	いいえ	該当なし	記入なし	合計
電気機械器具製造業	62	28	6	3	100
輸送用機械等製造業	54	38	2	6	100
電気・ガス・水道業	30	38	30	2	100
その他	49	34	7	10	100
全体	58	31	6	5	100

- ④ 危険性又は有害性等の調査等の担当者(特に安全管理者、衛生管理者、化学物質管理者等)等に必要な教育を受講させていますか。(数字は百分比)

区分	はい	いいえ	記入なし	合計
食料品製造業	73	24	3	100
繊維工業	83	17		100
衣服その他の繊維製品製造業	58	42		100
木材・木製品製造業	50	50		100
家具・装備品製造業	60	40		100
パルプ・紙・紙加工品製造業	75	20	5	100
印刷・製本業	80	15	5	100
化学工業	85	13	2	100
窯業土石製品製造業	77	23		100
鉄鋼業	80	14	6	100
非鉄金属製造業	100			100
金属製品製造業	78	18	5	100
一般機械器具製造業	82	16	2	100
電気機械器具製造業	87	11	2	100
輸送用機械等製造業	84	13	3	100
電気・ガス・水道業	87	11	2	100
その他	79	18	3	100
全体	81	16	3	100

イ 安全衛生委員会における危険性又は有害性等の調査等の実施等の調査審議状況

- ① 安全衛生委員会の運営規程等に委員会の調査審議事項として危険性又は有害性等の調査等に関することを規定していますか。(数字は百分比)

区分	はい	いいえ	記入なし	合計
食料品製造業	66	30	4	100
繊維工業	58	42		100
衣服その他の繊維製品製造業	58	42		100
木材・木製品製造業		100		100
家具・装備品製造業	80	20		100
パルプ・紙・紙加工品製造業	80	15	5	100
印刷・製本業	80	20		100
化学工業	80	18	2	100
窯業土石製品製造業	52	48		100
鉄鋼業	76	22	2	100
非鉄金属製造業	74	26		100
金属製品製造業	66	31	3	100
一般機械器具製造業	67	31	2	100
電気機械器具製造業	70	28	2	100
輸送用機械等製造業	56	41	3	100
電気・ガス・水道業	77	21	2	100
その他	69	29	1	100
全体	69	28	2	100

- ② 安全衛生委員会において、危険性又は有害性等の調査等の実施状況、結果に基づく措置の実施状況、今後の予定等について調査審議していますか。(数字は百分比)

区分	はい	いいえ	記入なし	合計
食料品製造業	75	21	4	100
繊維工業	83	17		100
衣服その他の繊維製品製造業	75	25		100
木材・木製品製造業	100			100
家具・装備品製造業	80	20		100
パルプ・紙・紙加工品製造業	80	15	5	100
印刷・製本業	80	20		100
化学工業	86	12	2	100
窯業土石製品製造業	71	29		100
鉄鋼業	88	10	2	100
非鉄金属製造業	89	11		100
金属製品製造業	74	22	4	100
一般機械器具製造業	77	21	2	100

区分	はい	いいえ	記入なし	合計
電気機械器具製造業	80	18	2	100
輸送用機械等製造業	71	25	3	100
電気・ガス・水道業	91	6	2	100
その他	72	26	1	100
全体	79	19	2	100

ウ 危険性又は有害性等の調査等の実施状況

- ① 労働者への危険が予測される作業、化学物質等を選定し、作業標準、機械設備等の仕様書、MSDS等の資料・情報を入手し、危険性又は有害性の特定を行っていますか。(数字は百分比)

区分	はい	いいえ	記入なし	合計
食料品製造業	83	15	3	100
繊維工業	100			100
衣服その他の繊維製品製造業	75	25		100
木材・木製品製造業	50	50		100
家具・装備品製造業	80	20		100
パルプ・紙・紙加工品製造業	95		5	100
印刷・製本業	95	5		100
化学工業	93	6	2	100
窯業土石製品製造業	84	16		100
鉄鋼業	94	4	2	100
非鉄金属製造業	95	5		100
金属製品製造業	89	8	3	100
一般機械器具製造業	90	9	1	100
電気機械器具製造業	90	8	2	100
輸送用機械等製造業	86	11	3	100
電気・ガス・水道業	85	13	2	100
その他	91	7	1	100
全体	89	9	2	100

- ② 特定された危険性又は有害性についてリスクの見積りを行っていますか。(数字は百分比)

区分	はい	いいえ	記入なし	合計
食料品製造業	60	37	3	100
繊維工業	67	33		100
衣服その他の繊維製品製造業	33	67		100
木材・木製品製造業	50	50		100
家具・装備品製造業	20	80		100
パルプ・紙・紙加工品製造業	80	15	5	100
印刷・製本業	80	20		100
化学工業	71	26	3	100
窯業土石製品製造業	55	45		100
鉄鋼業	88	10	2	100
非鉄金属製造業	84	16		100
金属製品製造業	63	34	3	100
一般機械器具製造業	66	33	1	100
電気機械器具製造業	67	30	2	100
輸送用機械等製造業	56	41	3	100
電気・ガス・水道業	72	26	2	100
その他	56	43	1	100
全体	66	32	2	100

- ③ 特定された危険性又は有害性についてリスク低減措置の検討を行っていますか。(数字は百分比)

区分	はい	いいえ	記入なし	合計
食料品製造業	82	15	3	100
繊維工業	92	8		100
衣服その他の繊維製品製造業	50	50		100
木材・木製品製造業	100			100
家具・装備品製造業	100			100
パルプ・紙・紙加工品製造業	90	5	5	100
印刷・製本業	95	5		100
化学工業	85	12	3	100
窯業土石製品製造業	81	19		100
鉄鋼業	92	6	2	100
非鉄金属製造業	95	5		100
金属製品製造業	81	17	3	100

区分	はい	いいえ	記入なし	合計
一般機械器具製造業	83	15	1	100
電気機械器具製造業	83	15	2	100
輸送用機械等製造業	78	19	3	100
電気・ガス・水道業	83	15	2	100
その他	75	24	1	100
全体	83	15	2	100

④ 優先度の高いリスクについて、リスク低減措置を講じていますか。(数字は百分比)

区分	はい	いいえ	記入なし	合計
食料品製造業	81	16	3	100
繊維工業	83	17		100
衣服その他の繊維製品製造業	50	50		100
木材・木製品製造業	50	50		100
家具・装備品製造業	100			100
パルプ・紙・紙加工品製造業	90	5	5	100
印刷・製本業	95	5		100
化学工業	84	12	4	100
窯業土石製品製造業	77	23		100
鉄鋼業	90	8	2	100
非鉄金属製造業	95	5		100
金属製品製造業	78	19	3	100
一般機械器具製造業	81	17	1	100
電気機械器具製造業	81	17	2	100
輸送用機械等製造業	68	29	3	100
電気・ガス・水道業	81	17	2	100
その他	79	19	1	100
全体	81	17	2	100

⑤ 優先順位の高いリスク低減措置を採用するようにしていますか。(数字は百分比)

区分	はい	いいえ	記入なし	合計
食料品製造業	79	18	3	100
繊維工業	83	17		100
衣服その他の繊維製品製造業	58	42		100
木材・木製品製造業	50	50		100
家具・装備品製造業	100			100
パルプ・紙・紙加工品製造業	85	10	5	100
印刷・製本業	85	15		100
化学工業	81	15	4	100
窯業土石製品製造業	77	23		100
鉄鋼業	88	10	2	100
非鉄金属製造業	95	5		100
金属製品製造業	76	21	3	100
一般機械器具製造業	78	21	1	100
電気機械器具製造業	79	19	2	100
輸送用機械等製造業	71	25	3	100
電気・ガス・水道業	83	15	2	100
その他	78	21	1	100
全体	79	18	2	100

- ⑥ 危険性又は有害性等の調査等を実施した結果について記録を作成していますか。(数字は百分比)

区分	はい	いいえ	記入なし	合計
食料品製造業	59	37	4	100
繊維工業	67	33		100
衣服その他の繊維製品製造業	42	58		100
木材・木製品製造業	50	50		100
家具・装備品製造業	40	60		100
パルプ・紙・紙加工品製造業	60	35	5	100
印刷・製本業	75	25		100
化学工業	72	25	3	100
窯業土石製品製造業	61	39		100
鉄鋼業	78	20	2	100
非鉄金属製造業	95	5		100
金属製品製造業	66	31	3	100
一般機械器具製造業	67	32	1	100
電気機械器具製造業	73	24	3	100
輸送用機械等製造業	52	44	3	100
電気・ガス・水道業	81	17	2	100
その他	59	40	1	100
全体	67	30	3	100

6 自主点検表

別紙のとおり

リスクアセスメントの実施に関する自主点検表

定着させようリスクアセスメント

平成 18 年 4 月 1 日から改正労働安全衛生法が施行されており、職場においては「危険性又は有害性等の調査」を行なうことが必要となっています。
 労働災害や中毒等が発生する前に、危険源を特定し、具体的な安全方策を講じ、リスク低減措置を行なう必要があります。
 現在のリスクアセスメントの状況を確認するため、自主点検をしてみましょう。

事業場名			
所在地			
業種			
労働者数	名 (男性	名、女性	名)
電話番号		FAX 番号	
報告者職・氏名			

この自主点検結果はリスクアセスメントの定着度の参考とするためのものであり、他に利用することはありません。また内容が他に漏洩することはありません。

1 危険性又は有害性等の調査等の実施体制等の整備状況

- ① 事業の実施を統括管理する者は危険性又は有害性等の調査等の実施を統括管理していますか。

はい		いいえ	
----	--	-----	--

- ② 安全管理者、衛生管理者等に危険性又は有害性等の調査等の実施を管理させていますか。

はい		いいえ	
----	--	-----	--

- ③ 化学物質等の管理を担当する者(化学物質管理者)を指名し、化学物質等の危険性又は有害性等の調査等の実施に関する技術的業務を行わせていますか。

はい		いいえ	
----	--	-----	--

- ④ 危険性又は有害性等の調査等の担当者(特に安全管理者、衛生管理者、化学物質管理者等)等に必要な教育を受講させていますか。

はい		いいえ	
----	--	-----	--

2 安全衛生委員会における危険性又は有害性等の調査等の実施等の調査審議状況

- ① 安全衛生委員会の運営規程等に委員会の調査審議事項として危険性又は有害性等の調査等に関することを規定していますか。

はい		いいえ	
----	--	-----	--

- ② 安全衛生委員会において、危険性又は有害性等の調査等の実施状況、結果に基づく措置の実施状況、今後の予定等について調査審議していますか。

はい		いいえ	
----	--	-----	--

3 危険性又は有害性等の調査等の実施状況

- ① 労働者への危険が予測される作業、化学物質等を選定し、作業標準、機械設備等の仕様書、MSDS等の資料・情報を入手し、危険性又は有害性の特定を行っていますか。

はい		いいえ	
----	--	-----	--

- ② 特定された危険性又は有害性についてリスクの見積りを行っていますか。

はい		いいえ	
----	--	-----	--

- ③ 特定された危険性又は有害性についてリスク低減措置の検討を行っていますか。

はい		いいえ	
----	--	-----	--

- ④ 優先度の高いリスクについて、リスク低減措置を講じていますか。

はい		いいえ	
----	--	-----	--

- ⑤ 優先順位の高いリスク低減措置を採用するようにしていますか。

はい		いいえ	
----	--	-----	--

- ⑥ 危険性又は有害性等の調査等を実施した結果について記録を作成していますか。

はい		いいえ	
----	--	-----	--

1 危険性又は有害性等の調査等の実施体制等の整備状況

- ① 危険性又は有害性等の調査等は、統括安全衛生管理者等、事業の実施を統括管理する者(社長、工場長等の事業場トップ)が統括管理して進める必要があります。その職にある者が、危険性又は有害性等の調査等に関する重要事項の決定や表明、実施体制の整備、実施状況の評価・改善等について責任を有する体制とするとともに、関係労働者等に対し実施を表明した上で、その統括管理の下で取り組むことが必要です。
- ② 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者は、法令により、危険性又は有害性等の調査等の実施に関する技術的な業務を担当することとされています。これらの者を危険性又は有害性等の調査等に関する業務を中心となって実施する担当者として指名等することが必要です。
- ③ 化学物質等を取り扱う事業場においては、当該化学物質等による危険性又は有害性等の調査等を行うこととなっています。その場合、化学物質等の適切な管理について必要な能力を有する者のうちから「化学物質管理者」を指名し、この者に安全管理者、衛生管理者等の下で、化学物質等の危険性又は有害性等の調査等の実施に関する技術的な業務を担当させることが必要です。
- ④ 危険性又は有害性等の調査等の担当者等(特に安全管理者、衛生管理者、化学物質管理者等)に対しては、危険性又は有害性等の調査等に関する業務を適切に実施していくため、必要な教育を実施する必要があります。自社で危険性又は有害性等の調査等に関する教育を行うことが困難な場合には、労働災害防止団体、労働安全衛生コンサルタント等による教育を受けることが望まれます。

2 安全衛生委員会における危険性又は有害性等の調査等の実施等の調査審議状況

- ① 法令により、安全衛生委員会において危険性又は有害性等の調査等に関する調査審議することとされています。安全衛生委員会の運営規程等に委員会の調査審議事項として危険性又は有害性等の調査等に関する調査審議事項を規定することが必要です。
- ② 安全衛生委員会において、危険性又は有害性等の調査等に関する調査審議する場合には、危険性又は有害性等の調査等の実施状況、結果に基づく措置の実施状況、今後の予定等について具体的に審議することが必要です。

3 危険性又は有害性等の調査等の実施状況

- ① 危険性又は有害性等の調査等の第1段階は「危険性又は有害性の特定」です。過去に労働災害が発生した作業、危険な事象が発生した作業等、労働者への危険が予測される作業や、取り扱う化学物質等のうち危険性又は有害性があるものを選定します。次に作業標準、機械設備等の仕様書・レイアウト、化学物質等安全データシート(MSDS)、作業環境測定結果等の資料・情報を入手します。これらにより、危険性又は有害性を特定するための作業を洗い出し、危険性又は有害性の分類に則して、危険性又は有害性の特定を行うことが必要です。

- ② 危険性又は有害性等の調査等の第2段階は「リスクの見積り」です。特定された危険性又は有害性の単位ごとに、予想される負傷又は疾病の重篤度及びそれらの発生の可能性についてリスクの見積りを行います。リスクの見積りの方法については、いくつかの方法や留意点がありますので、詳細については下記の参考資料を参照してください。
- ③ 危険性又は有害性等の調査等の第3段階は「リスク低減措置の検討」です。特定された危険性又は有害性について、リスクの見積りの程度に応じてリスク低減措置の検討を行います。リスク低減措置については、法令に定められた事項がある場合には必ず実施するとともに、次の優先順位で措置の内容を検討することが必要です。
- ア 危険な作業の廃止・変更等、設計・計画段階で危険性又は有害性を除去又は低減する措置
 - イ ガード、インターロック、安全装置、局所排気装置等の設置等の工学的対策
 - ウ マニュアルの整備、立入禁止措置、教育訓練等の管理的対策
 - エ 個人用保護具の使用
- ④ 危険性又は有害性等の調査等の第4段階は「リスク低減措置の実施」です。死亡、後遺障害又は重篤な疾病をもたらす等、優先度の高いリスクについては、直ちにリスク低減措置を講ずる必要があります。
- ⑤ ③に示すリスク低減措置は、ア、イ、ウ、エの順に優先順位が高いものの方がリスクを低減する効果が大きくなります。リスク低減措置の実施に当たっては、できるだけ優先順位の高いリスク低減措置を採用し実施することが必要です。
- ⑥ 危険性又は有害性等の調査等の第5段階は「記録」です。危険性又は有害性等の調査等を実施した結果は、「リスクアセスメント実施一覧表」等の様式に記録し、次回調査等を実施するまで保管します。リスク低減措置を実施した後もリスクが残ることがあるため、次回の改善時にさらにリスクを低減する措置を検討し実施することが必要です。

参考資料

- 危険性又は有害性等の調査等に関する指針 (H18.3.10 指針公示第1号)
- 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針 (H18.3.30 指針公示第2号)
- 危険性又は有害性等の調査等に関する指針について (H18.3.10 基発第0310001号)
- 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針について (H18.3.30 基発第0330004号)
- 各種リスクアセスメント等関連資料・教材

上記資料は、厚生労働省ホームページに掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei.html>